鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金新旧対照表

改　正　後	現　　行
鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱 第1条～第3条　略 （交付の条件） 第3条の2　補助事業のうち認定看護師養成研修受講補助事業にあっては、当該研修会を受講した看護職員が研修会受講年度を含め3年度以内に認定看護師となるための認定審査に合格しなかった場合には、補助事業者は補助金の全額を県へ返還しなければならない。 　なお、合格したときは、別紙1により医療政策課長へ報告する。 2　当該補助金の交付を受けた補助事業者は、当該補助金の交付を受けて認定看護師資格を取得した看護職員に対して、多の医療機関等から研修会講師や技術指導の実施について養成があった場合には、当該職員を派遣するよう努めなければならない。 第4条～第15条　略	鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱 第1条～第3条　略 第4条～第15条　略

附　則

1　この要綱は、平成29年3月29日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。